

資 料

1

事務局資料

5. 保護司の安全確保

〔現状認識〕

令和6年5月、滋賀県大津市において、保護司が、自宅において殺害され、担当する保護観察対象者が殺人容疑で逮捕される事案があった。

この事案は、現時点において捜査中であり、その事実関係を断ずることはできないが、これまで保護司が被害に遭われた重大な事案については、昭和39年に北海道において、保護司が、担当していた元保護観察対象者によって殺害された事案、平成22年に茨城県において、保護司の自宅が、担当する保護観察対象者によって放火され、全焼した事案があった。このほか、金品を盗まれる、物を壊される、暴行を受けて怪我をするなどの事案が発生している。

更生保護制度及び保護司制度の維持・発展のための歩みを止めてはならないが、保護司の安全が脅かされるような事態が生じることは許されず、現実には保護司が抱えている不安の軽減や保護司が安全に安心して活動を継続していくための環境の整備について、可能なものから順次取組を進めていく必要がある。

なお、不幸にして保護司が被害に遭われてしまった場合には、国家公務員災害補償法及び保護司物損補償制度による補償の対象となる。国家公務員災害補償法については、保護司が保護観察を実施するに当たって身体的損害を受けた場合など、公務上災害を受けたときに適用される。また、保護司物損補償制度については、上記平成22年の事案を踏まえて創設されたもので、国家公務員災害補償法による補償の対象外である物的損害に対する補償のほか、保護司家族等に対する傷害なども補償の対象となっている。

〔課題事項に対する保護司の主な意見〕

全国の保護司に対して行っている不安等の聴取等では、これまでに、主に次のような意見が寄せられている。

①保護司や家族の不安の軽減等

- ・保護司を続けることについて家族から反対された。
- ・保護司自身以上に、家族が保護司の活動に対して不安を感じている。
- ・同居する家族等から心配の声が上がっているが、現在担当しているケースは最後まで担当したい。
- ・保護司自身は冷静に受け止めているが、保護司宅の近隣住民から不安の声がある。
- ・自宅での面接時、家人に茶菓を出してもらおうなどして自宅に人がいることを伝えたり、家人に隣室で控えてもらうよう工夫していたが、最近は家族の協力を得ることが難しくなっている。
- ・事件を担当している、又は担当したことがある保護司は、保護観察対象者をよく承知しているので、特に不安等を抱えていないが、新任の保護司や事件担当をしたことがない保護司が、比較的不安を感じている傾向にある。
- ・経験の浅い保護司は不安に思うだろうから、自主研修等を活用して保護司同士で経験の浅い保護司をサポートしたい。
- ・女性の保護司は、男性の保護観察対象者を担当することに不安を感じ

ている。

- ・保護司会として、更生保護サポートセンターに新任保護司等を集めて、不安や悩みを相談してもらえるような機会を設けている。
- ・個人情報保護の観点には留意しつつも、新任保護司が事件を担当することになったら、会長に情報を共有してもらえると、新任保護司への声かけなどができるので、不安等も軽減できるのではないかな。
- ・感情の起伏が激しい保護観察対象者には不安を感じる。
- ・今後、粗暴事案は複数指名とし、なるべく自宅を知られないようにする配慮が必要である。
- ・保護司に任せて大丈夫な保護観察対象者かどうかしっかりとアセスメントしてほしい。
- ・保護観察が長期にわたる場合、複数指名で交互に面接したり、途中での交替も必要ではないかな。
- ・今回、保護観察官から事件担当中の保護司の声を聞いてもらったことはありがたかった。
- ・保護司のメンタルケアをお願いしたい。相談に乗ってもらえる体制作りが必要。
- ・定期駐在の機会を活用するなどして、保護観察官面接の頻度を高めてほしい。
- ・もっと保護司と保護観察官は密に連携を取るべきで、そのためにもっと保護観察官を増やしてほしい。
- ・保護観察所の体制が複数の保護観察官によるユニット制になったことで、地区担当官が不在でも相談できる体制が整ったので安心感がある。
- ・連絡カードに保護司の名前と連絡先が記載されているが、保護観察対象者による紛失なども考えられ、不安を感じる。

②自宅以外の面接場所の確保等

- ・自宅で面接するのが怖いと感じた。
- ・全てのケースの面接を更生保護サポートセンターで行った方がいい。
- ・面接機能に特化した更生保護サポートセンターのサテライトを設置すべき。
- ・保護司の自宅で面接することへの否定的風潮が高まることを危惧する。自宅で面接するメリット等も考慮してほしい。
- ・自宅以外での面接を否定するわけではないが、自宅に招いて面接することに保護司の神髄があるのではないかな。
- ・更生保護サポートセンターが使いにくい（土日・夜間対応ができない）。
- ・更生保護サポートセンターは遠くて活用できない。地域の公民館等の公共施設を借りられるようにしてほしい。
- ・更生保護サポートセンターに防犯カメラを設置してほしい。
- ・夜間・休日でも安心して面接できる環境を整備してほしい。
- ・面接時に公共施設を利用すると、その利用料の支払いを求められるなど、地方公共団体の理解や協力が十分でないため、地方公共団体の理解が得られるような働き掛けをお願いしたい。
- ・全市町村で公民館が無料で使えるようになればいい。
- ・地方公共団体や社会福祉協議会などが面接場所として施設の提供を申し出てくれることがあった。
- ・保護司や保護観察官に緊急連絡用の電話番号を付与してはどうか。

- ・対面でなく、オンラインによる面接も考えられる。

③保護司や保護観察対象者についての理解の促進等

- ・保護観察対象者は危険な存在なんだと一律に捉えてほしくない。
- ・保護観察対象者が世間から偏見を持って見られるようになるのではない心配である。
- ・保護観察対象者が、より偏見に晒される。就職が困難になる。
- ・住民の誤解や保護観察対象者への偏見を危惧する保護司も多数いるところ、保護司という更生の支え手を地域住民が正しく理解し、住民全体で支えることこそが重要という前提で、積極広報に取り組んでいる。
- ・職場では、保護司であることを承知してもらっているので、この機会に保護司や更生保護について説明し、理解を深めてもらった。
- ・現在担当しているケースについて、いきなり複数指名にしたり、面接場所を変えたりするなど、これまでと違った対応にすると保護観察対象者本人との信頼関係が壊れてしまう。保護観察対象者から見えるこちらの態度も意識する必要がある。
- ・全てのケースで保護司複数指名制を希望する意見がある一方で、相手に威圧感を与え、信頼関係の構築が難しくなるといった意見もある。
- ・保護司複数指名制は日程調整が難しいので避けてほしい。
- ・保護司適任者の確保がますます難しくなる。
- ・地方公共団体から保護司の安全を心配する声が上がっている。
- ・保護観察官から保護観察対象者に対して、今般の事件についての気持ちや、保護司に対する不平不満がないかなど聞いたらいいのではないか。

④今般の事案の検証等

- ・今般の事案について、情報開示やしっかりとした検証・説明を行ってほしい。
- ・今般の事案の原因や背景を究明して共有してほしい。
- ・今般の事案の経緯、犯人の動機を知ること、面接時の留意点など今後の保護司活動に繋げたい。
- ・保護観察所としてのリスク管理、問題把握を徹底していただきたい。保護観察開始時だけでなく、保護観察が経過する中での再検証を徹底していただきたい。

〔今後講じていく施策等〕

- (1) 地区担当官である保護観察官は、保護司からの保護観察経過報告書及び生活環境調整報告書による報告により、特異な状況が見受けられたときや、事故報告があったときには、保護司と必要な意見の交換及び情報の共有を行っているところ、これらに加え、定期的に保護観察事件の点検を実施するとともに、電話連絡のほか、定期駐在や研修会等の機会を通じて、能動的に、個別のケースに係る保護司の不安等を適時的確に把握し、これに応じて保護観察官による直接担当としたり、保護司複数指名制を活用するなどの適切な措置を講じること。
- (2) 地区担当官である保護観察官が、日頃から担当地区に出向くなど様々な機会を通じて保護司一人ひとりとコミュニケーションを積み重ねること、保護司から相談のしやすい関係性を構築すること。また、そこで聴取等した保護司の意向を十分に踏まえ、保護観察官において、保護観察事件

について保護司と保護観察対象者等との面接に同席したり、保護司とともに就労先を訪問したり、あるいは生活環境調整事件について引受人宅への訪問に同行したりするなど、処遇の充実や保護司の安全確保の観点から、保護観察官による直接関与の強化に臨機に取り組むこと。

- (3) 保護観察対象者が異性である場合や保護観察期間が長期にわたる場合には、地区担当官である保護観察官において、保護司の意向や保護司と保護観察対象者等との関係性を十分に踏まえつつ、必要に応じて、担当保護司の交替や保護司の複数指名を含め、より効果的な保護観察処遇を実施するための措置を講じること。
- (4) 保護観察付全部執行猶予者の保護観察の円滑な開始について、保護観察所において、当該保護観察所の所在地を管轄する裁判所との緊密な連絡に努めるなどしているところ、保護観察の開始当初は保護観察官による直接担当とし、アセスメント等を実施して保護観察対象者の再犯リスクや特性を見極めた上で、直接担当を継続するか担当保護司を指名するか判断するという運用の在り方について検討すること。
- (5) 保護司は、その置かれた保護区ごとに保護司会を組織し、保護司会の会員となるとされ、保護司会は、その任務として、保護司の職務に関し必要な資料及び情報の収集を行うこととされている。保護観察所及び保護司会において、個人情報保護に留意しつつ、定期駐在や研修会等の機会を通じて、担当ケースに関する処遇上の悩み等を共有することができるようすることで、保護司会としても個々の保護司の処遇活動を支援できるような体制を構築すること。
- (6) 保護司と保護観察対象者等との面接場所について、保護観察所及び保護司会において、保護司の意向や保護司と保護観察対象者等との関係性を十分に踏まえつつ、保護司の自宅以外の場所で面接を行うことができるよう、地方公共団体や関係機関・団体の理解と協力を得ながら、更生保護サポートセンターの保護区内の複数設置を含め、公民館等の公的施設や貸会議室等の利用など、保護司のみならず、保護観察対象者等にとっても利便性の高い面接場所を拡充すること。
- (7) 保護司と保護観察対象者等との面接の在り方について、保護観察所及び保護司会において、保護司の意向や保護司と保護観察対象者等との関係性を十分に踏まえつつ、保護観察対象者等の特性に応じて、情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した保護観察官や企画調整保護司等によるオンラインでの同席や、更生保護サポートセンターへの防犯カメラの設置（あるいは防犯カメラが設置された場所への移転）を含め、第三者による見守りがある状況下での面接実施に留意すること。
- (8) 保護観察所において、保護司会の協力を得るなどして、保護司からの夜間・休日における保護観察所の緊急相談先（緊急連絡端末の電話番号）について、定期駐在や研修会等の機会を通じて、改めて広く周知するとともに、情報通信技術（ＩＣＴ）を活用するなどして、保護観察官及び保護司の利便性や安全確保のための実効性を担保した緊急連絡の在り方について

検討すること。

- (9) 保護局において、捜査機関における捜査状況等を踏まえつつ、今般の事案に関する調査・分析を行うとともに、アセスメントツールであるCFP（Case Formulation in Probation/Parole：令和3年1月導入）の充実を図ること。また、それを踏まえた保護司研修の充実を図ること。
- (10) 保護司からは、保護観察対象者が偏見によって誤解されてしまうとか、保護司適任者の確保が一層困難になるなどの意見があるところ、保護観察所及び保護司会において、社会を明るくする運動や保護司活動インターンシップ、保護司セミナー、地方公共団体の広報誌等を通じて、更生に向けて努力する保護観察対象者の姿や保護司活動の実際、更生保護の意義について、改めて地域社会に対する啓発に取り組むこと。
- (11) 保護司が安全に安心して活動を継続していくことができる環境作りは、持続可能な保護司制度の確立に向けた前提となることから、保護司の安全確保や更生保護サポートセンターを含めた面接場所の確保を国及び地方公共団体の責務として定めることや、所属する保護区外にある更生保護サポートセンターを含めた面接場所をより円滑に利用できるようにすることなど、保護司法を始め関係法令の見直しについて検討すること。加えて、アセスメントの充実に向けた保護観察対象者に関する情報収集の強化のための方策についても、法改正を含めて検討すること。

保護司から聴取した不安等の状況
(令和6年6月末日現在)

法務省保護局

1. 保護観察を担当している保護司（聴取数：16,184人）
に対する不安等の聴取結果

聴取の際に不安を示した保護司数 1, 480人

【不安の内容(重複回答あり)】

- ・ 自宅で面接することへの不安
480人
- ・ 粗暴性がある対象者を担当することへの不安
278人
- ・ 家族や周囲の人から不安や反対を示されることによる不安
444人
- ・ その他の不安
482人

※ その他の不安としては、例えば、

- ・ 今後保護司のなり手確保が困難になるのではないか
- ・ 保護観察対象者は危険との風評が広まるのではないか、それにより対象者の更生が困難になるのではないか
- ・ 保護観察や生活環境の調整で対象者宅や引受人宅を初めて訪問するときなどに不安を感じるなどの声が聴かれた。

※ 保護観察を担当していない保護司への聴取は現在実施中

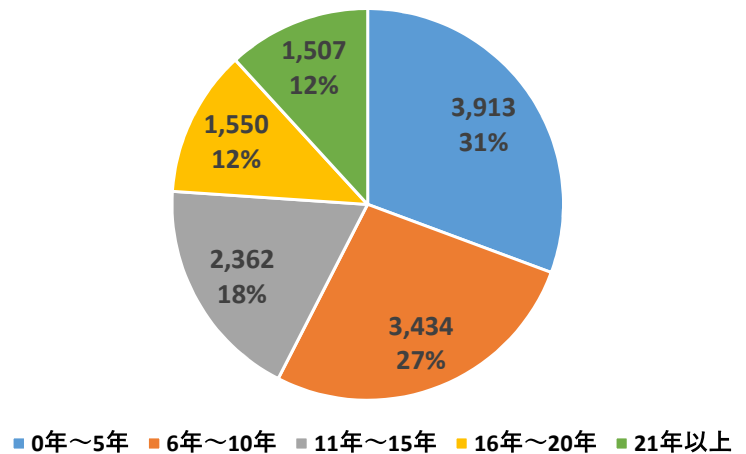
2. 本事案による保護司の委嘱等への影響

(1) 本事案を受けて退任の意向を示した保護司数
10人

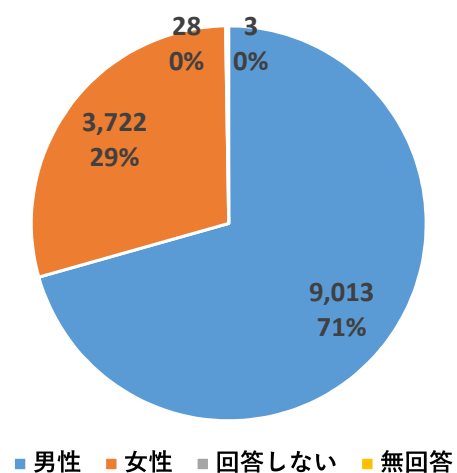
(2) 新任保護司として委嘱手続中だったが、本事案を受けて委嘱を辞退した方の数
16人

○保護司の活動環境に関する調査結果（令和6年7月26日時点速報値）

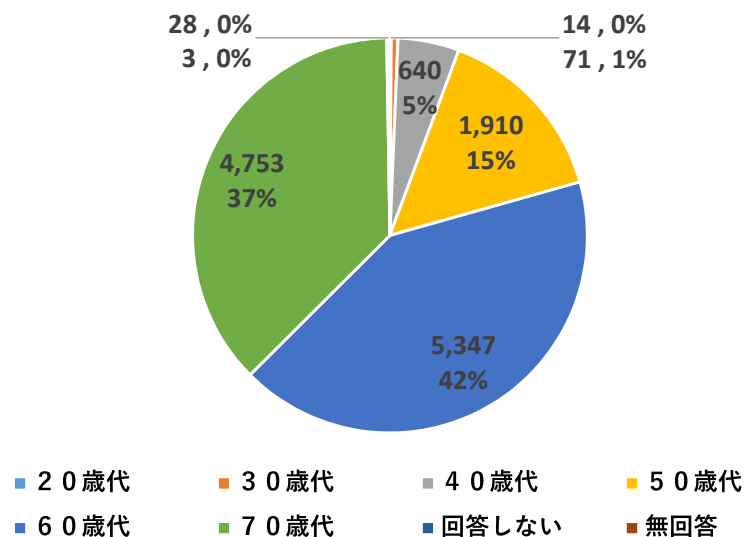
問1-1 あなたの保護司従事年数について教えてください。	件数
0年～5年	3,913
6年～10年	3,434
11年～15年	2,362
16年～20年	1,550
21年以上	1,507
計	12,766



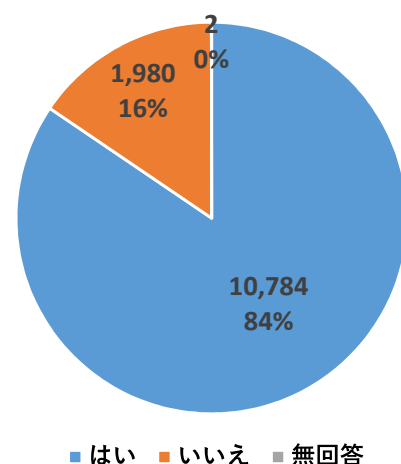
問1-2 あなたの性別について教えてください。	件数
男性	9,013
女性	3,722
回答しない	28
無回答	3
計	12,766



問1-3 あなたの年齢について教えてください。	件数
20歳代	14
30歳代	71
40歳代	640
50歳代	1,910
60歳代	5,347
70歳代	4,753
回答しない	28
無回答	3
計	12,766



問1-4 あなたはかつて保護観察事件を担当したことがありますか。	件数
はい	10,784
いいえ	1,980
無回答	2
計	12,766



※以下の設問は「はい」と回答した10,784人が回答

問2-1 あなたが面接を行う際、最も多く面接を行う場所について教えてください。	
自宅	件数 6,140
保護観察対象者の自宅	1,372
更生保護サポートセンター	1,110
公民館等の公的施設	809
喫茶店等の飲食店	274
保護観察対象者の勤務先や学校	58
公園等の野外	118
貸会議室	46
その他	857
計	10,784



自宅・保護観察対象者の自宅 70%

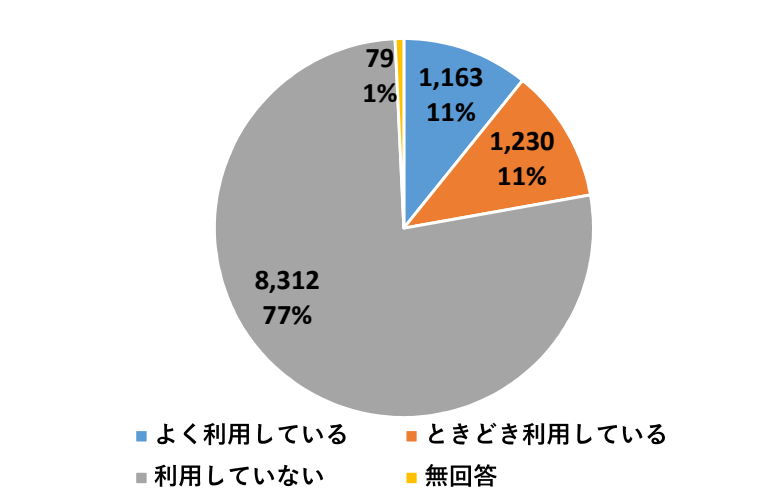
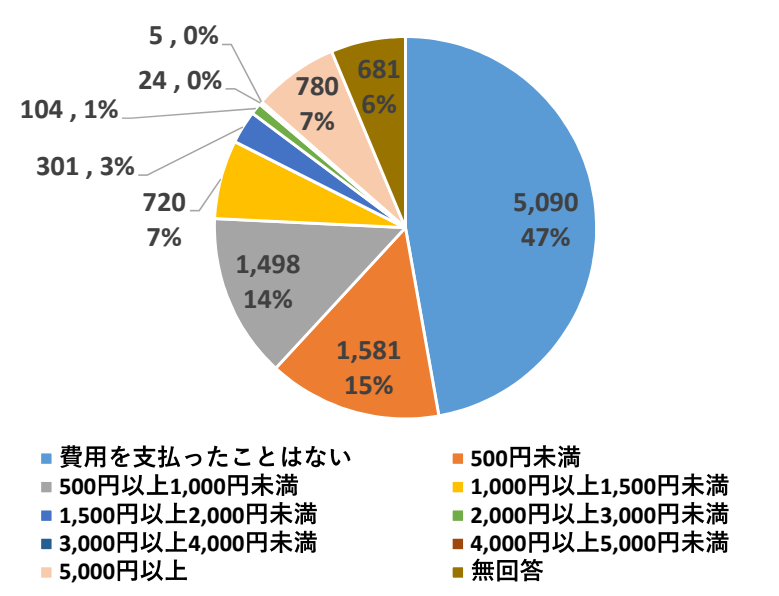
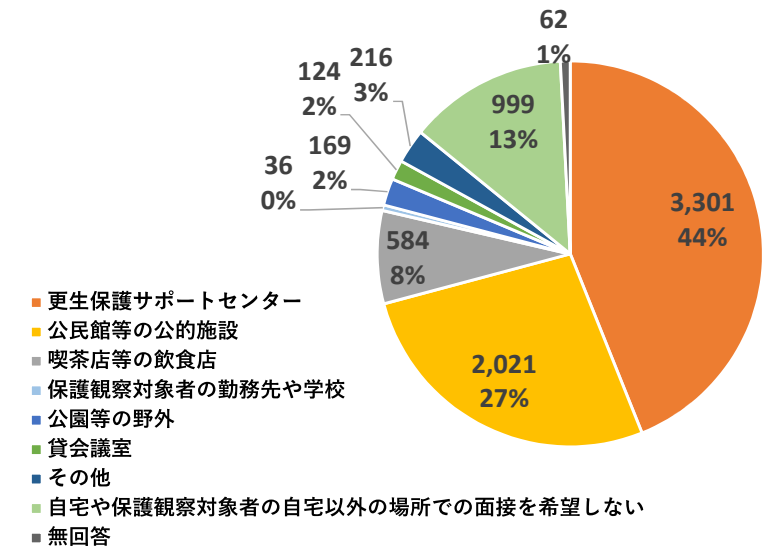
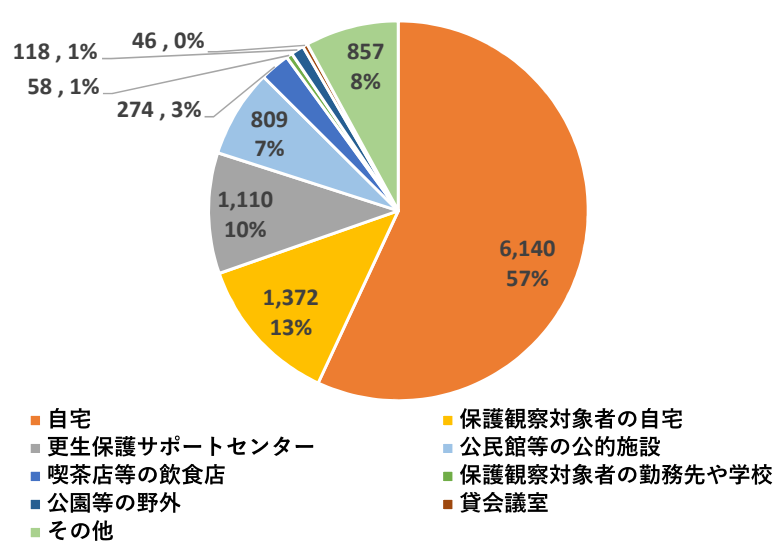
問2-2 （問2-1にて「自宅」「保護観察対象者の自宅」を選んだ方のみ）自宅や保護観察対象者の自宅以外の場所で面接できるとした場合、どのような場所を希望しますか。	
更生保護サポートセンター	件数 3,301
公民館等の公的施設	2,021
喫茶店等の飲食店	584
保護観察対象者の勤務先や学校	36
公園等の野外	169
貸会議室	124
その他	216
自宅や保護観察対象者の自宅以外の場所での面接を希望しない	999
無回答	62
計	7,512



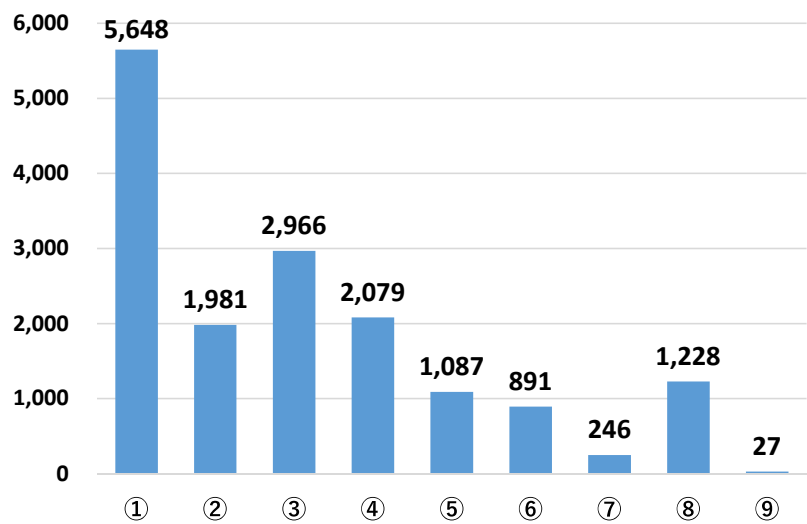
更生保護サポートセンター
・公民館等の公的施設 71%

問3 自宅及びサポートセンター以外の場所（喫茶店や貸会議室、公民館等の公的施設など。）で面接する場合、1回の面接において、面接場所の利用にかかる費用を教えてください（飲食代を含めます。）。	
費用を支払ったことはない	件数 5,090
500円未満	1,581
500円以上1,000円未満	1,498
1,000円以上1,500円未満	720
1,500円以上2,000円未満	301
2,000円以上3,000円未満	104
3,000円以上4,000円未満	24
4,000円以上5,000円未満	5
5,000円以上	780
無回答	681
計	10,784

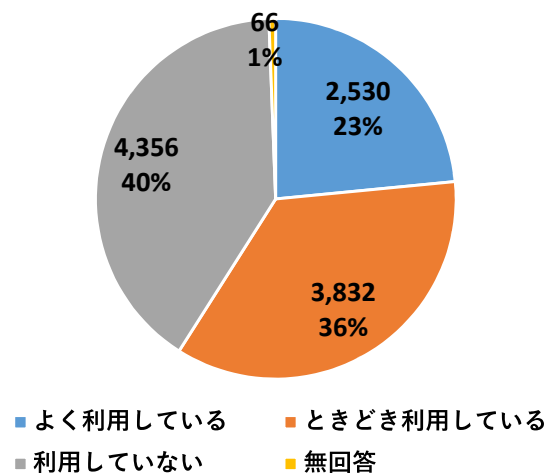
問4 保護観察対象者との面接でのサポートセンターの利用状況について教えてください。	
よく利用している	件数 1,163
ときどき利用している	1,230
利用していない	8,312
無回答	79
計	10,784



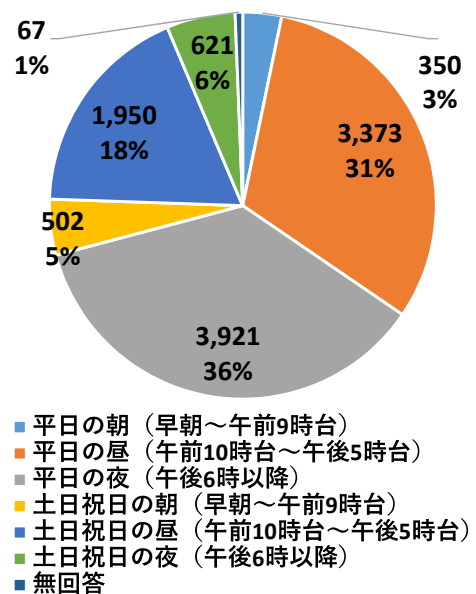
問5 面接にサポートセンターを利用しない理由として当てはまるものを教えてください（3つまで選択可能。）。	件数
①自宅や保護観察対象者の自宅から遠いから	5,648
②サポートセンター以外で面接することに慣れているから	1,981
③夜間や土日祝日に利用できないから	2,966
④サポートセンターまでの交通の便が悪いから	2,079
⑤保護観察対象者が約束通りの時間にこないから	1,087
⑥個室がなく面接には使いにくいから	891
⑦面接で利用したいときに他の面接や会議で使われているから	246
⑧その他	1,228
⑨無回答	27



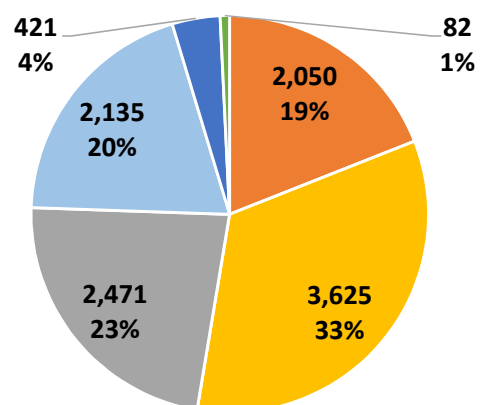
問6 面接以外の保護司活動に関連した目的でのサポートセンターの利用状況について教えてください。	件数
よく利用している	2,530
ときどき利用している	3,832
利用していない	4,356
無回答	66
計	10,784



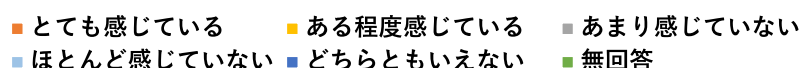
問7 保護観察対象者との面接の時間帯について最も当てはまるものを教えてください。	件数
平日の朝（早朝～午前9時台）	350
平日の昼（午前10時台～午後5時台）	3,373
平日の夜（午後6時以降）	3,921
土日祝日の朝（早朝～午前9時台）	502
土日祝日の昼（午前10時台～午後5時台）	1,950
土日祝日の夜（午後6時以降）	621
無回答	67
計	10,784



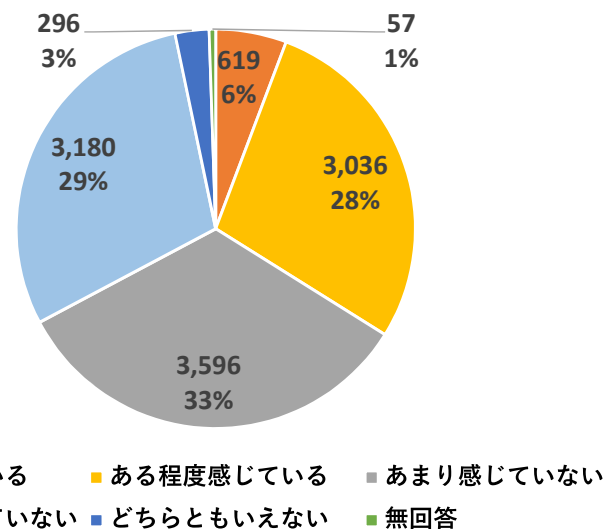
問8 自宅で面接することに対する不安や負担をどのくらい感じていますか。	件数
とても感じている	2,050
ある程度感じている	3,625
あまり感じていない	2,471
ほとんど感じていない	2,135
どちらともいえない	421
無回答	82
計	10,784



不安や負担をとても感じている・ある程度感じている **53%**

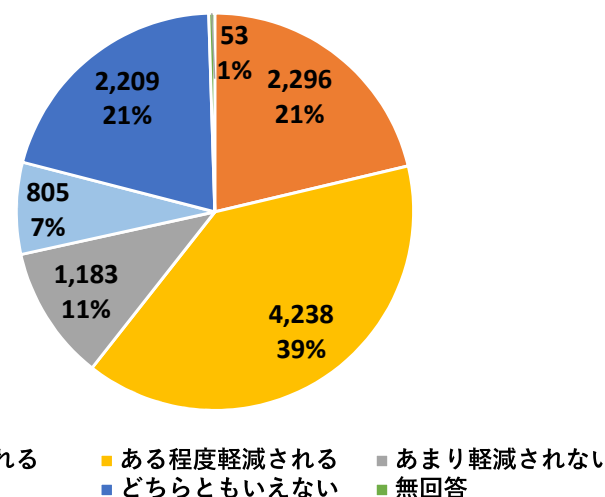


問 9 - 1 一人で面接することに対する不安や負担をどのくらい感じていますか。	件数
とても感じている	619
ある程度感じている	3,036
あまり感じていない	3,596
ほとんど感じていない	3,180
どちらともいえない	296
無回答	57
計	10,784

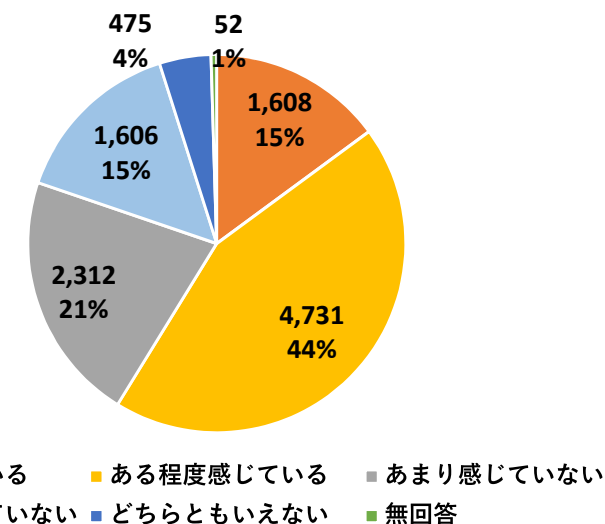


問 9 - 2 複数の保護司で担当することにより、一人で面接することに対する不安や負担はどの程度軽減されると思いますか。	件数
とても軽減される	2,296
ある程度軽減される	4,238
あまり軽減されない	1,183
軽減されない	805
どちらともいえない	2,209
無回答	53
計	10,784

■ とても感じている ■ ある程度感じている ■ あまり感じていない
 ■ ほとんど感じていない ■ どちらともいえない ■ 無回答



問 10 - 1 保護司活動を行うに当たり、あなたの家族が感じている不安や負担はどの程度だと思えますか。	件数
とても感じている	1,608
ある程度感じている	4,731
あまり感じていない	2,312
ほとんど感じていない	1,606
どちらともいえない	475
無回答	52
計	10,784



問 10 - 2 保護司活動を行うに当たり、あなたの家族は何に不安や負担を感じていると思いますか。最もあてはまるものを一つ回答してください。	件数
対象者との面接	1,734
対象者が自宅に来ること	4,457
対象者に自宅の住所や連絡先を知られること	1,840
地域活動や行事などの保護司会活動への参加	821
経済的な持ち出し	197
その他	1,590
無回答	145
計	10,784

■ とても感じている ■ ある程度感じている ■ あまり感じていない
 ■ ほとんど感じていない ■ どちらともいえない ■ 無回答

